

福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店募集要綱（チェーン店用）

この要綱は、平成17年10月から実施されております福岡市の家庭ごみ有料化に伴い、（公財）ふくおか環境財団が募集する新たな指定袋取扱店について、基準等を定めるものです。

概要

平成17年10月から福岡市の家庭系ごみの処理が有料化されております。その方法は、市が指定ごみ袋を「ごみ処理手数料」の価格で販売するというものです。当財団は、市からの委託を受けて福岡市指定袋の調達・流通及びごみ処理手数料の収納を行いますので、市民の皆さんへ指定袋を販売していただく取扱店を募集するものです。

1. 指定袋の種類及び販売価格

| 種類 | 容量 | 販売価格 | 販売単価 | 発注単位 |
|------------------|---------|------|---------------|-------------------|
| 可燃用 | 大(45L) | 450円 | 各種類とも | 各種類とも |
| | 中(30L) | 300円 | | |
| | 小(15L) | 150円 | | |
| | 特小(10L) | 100円 | | |
| 可燃用(取手なし) | 大(45L) | 450円 | 1冊 (10枚入り) | 1箱 (50冊入り) |
| 不燃用 | 大(45L) | 450円 | | |
| | 中(30L) | 300円 | | |
| 空きびん・ ペットボトル用 | 大(45L) | 220円 | | |
| | 中(30L) | 150円 | | |
| 可燃 ばら売り用 | 小(15L) | 15円 | 1枚 | 1箱 (50枚×10束入り) |
| | 特小(10L) | 10円 | | |

※全て税込の金額です。

販売にあたっての注意事項

- ①必ず上記の販売価格で販売してください。
指定袋の価格は条例で定める「ごみ処理手数料」ですので、値引きや割増はありません。
当然、サービス品等として無料で配布してはいけません。
- ②指定袋は内税で販売し、販売価格への外税処理は行わないでください。
- ③売場面積が1,000㎡以上の店舗では、ばら売り用を除く10種類全ての指定袋の販売をお願いします。
- ④市民の方から不良品の届け出があった場合は、交換をお願いします。

2. チェーン店の業務内容

チェーン店での福岡市指定家庭用ごみ袋の流れは、**別紙**のとおりです。

- (1)財団指定の保管配送業者に発注する場合(別紙1)
- (2)ベンダー(問屋)に発注する場合(別紙2)

また、①請求先が本部である場合、②請求先が各個店である場合で取扱いが異なり、4つのパターンに区分され、チェーン店は、パターン1～4のいずれかを選択していただくことになります。

なお、ベンダー(問屋)が別紙「福岡市指定家庭用ごみ袋に関する問屋契約の条件等」にあわない場合は、ベンダー(問屋)として通せませんので、ご注意ください。

(別図にパターンごとの流れを示しています。)

3. 申請資格

(1) 店舗の形態を有し、福岡市指定袋を市民に直接販売する者であること。

・ただし、市民に直接配達し、販売する場合は、必ずしも店舗の形態は要しません。

(2) 個店の所在地は、原則として福岡都市圏内とする。

福岡都市圏・・・福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、宗像市、福津市、古賀市、糸島市、新宮町、粕屋町、久山町、篠栗町、宇美町、志免町、須恵町

(3) 福岡市有料指定袋制度の趣旨を理解し、協力する者であること。

(4) 公金及び指定袋の適正な管理ができること。

(5) 暴力団等の関係者ではないこと。

4. 申請書類

① 福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店(兼問屋契約)申込書

・別紙様式に記入、捺印をお願いします。

② 市町村が発行する納税証明書(市町村税に滞納がない事の証明)

・コピーは不可

・申請日の3ヶ月以内に発行のもの

③ 福岡市指定袋を販売する個店の名称、所在地等のリスト 1部

5. 申請期限

申請書類等がそろい次第、送付をお願いします。

6. 審査結果の通知

審査の結果、当財団と指定袋取扱店契約を締結できると判断されたチェーン店には、契約関係書類(契約書、マニュアル等)を送付いたします。また、審査の結果、契約を締結できない若しくは希望された流通方法が採用できないと判断されたチェーン店には、その旨を書面にて通知いたします。

7. 問い合わせ先

〒810-0071

福岡市中央区那の津2丁目10番15号

(公財)ふくおか環境財団 業務部 販売管理課

TEL:092-731-2960

FAX:092-731-2706

財団指定の保管配送業者に発注する場合

① 発注

- ・発注単位は、福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店募集要綱記載の「1. 指定袋の種類及び販売価格」のとおりです。
- ・発注方法は、FAX(専用の発注用紙あり)またはインターネットにてお願いします。
- ・発注の時期、回数に制限はありません。
- ・発注先である保管配送業者のFAX番号等は契約時にお知らせいたします。

② 配送

- ・午前中(午前0時から正午迄)に発注を受けた分は2日後までに(保管配送業者の休業日を除く)、午後に発注を受けた分は3日後までに配送します。
- ・配送伝票は、当財団で用意したものを使用させていただきます。
- ・配送経費は、当財団が負担いたします。

③ 財団からの指定袋代金の請求

- ・各販売店に配送した実績数量を毎月末日に締め切ります。
- ・翌月の15日頃、当財団から請求書を送付いたします。
- ・請求単価は、下の表のとおりです。

| 種類 | 容量 | 請求単価 | 請求単位 |
|------------------|---------|-------|---------------------------|
| 可燃用 | 大(45L) | 434 円 | 各種類 1 冊 (10 枚入) |
| | 中(30L) | 284 円 | |
| | 小(15L) | 134 円 | |
| | 特小(10L) | 84 円 | |
| 可燃用(取手なし) | 大(45L) | 434 円 | |
| 不燃用 | 大(45L) | 434 円 | |
| | 中(30L) | 284 円 | |
| | 小(15L) | 134 円 | |
| 空きびん・ ペットボトル用 | 大(45L) | 204 円 | |
| | 中(30L) | 134 円 | |
| 可燃 ばら売り用 | 小(15L) | 670 円 | 1 束 (50 枚入) |
| | 特小(10L) | 420 円 | |

※全て税込の金額です。

※上の表と販売価格との差額【指定袋1冊(10枚入り)あたり16円】が、販売店の利益となります。
 なお、ばら売り用は【指定袋1束(50枚入り)あたり80円】が、販売店の利益となります。

④ 請求代金の支払い

- ・指定された納期までに、当財団までお支払いいただきます。
- ・お支払方法は、口座振替(口座引落)または銀行口座振込のいずれかで、現金による納入は原則として受付いたしません。
- ・なお、銀行口座振込による場合の振込手数料は、販売店の負担とさせていただきます。

⑤ その他

- ・指定袋取扱店として当財団と契約した販売店(契約店)には、指定袋取扱店シールを掲示していただきます。
- ・契約店に対しては、指定袋の販売状況に関して、当財団から随時検査を行うことがあります。

ベンダー（問屋）に発注する場合

① 発注

- ・発注単位及び発注の方法は、取引するベンダー（問屋）の指定する方法によります。
- ・発注の時期、回数についても、取引するベンダー（問屋）の指定する方法によります。

② 配送

- ・配送時期及び配送伝票等は、取引するベンダー（問屋）の指定する方法によります。
- ・ベンダー（問屋）の配送経費は、指定袋1冊（10 枚入り）あたり一律 6.7 円（税抜き）とし、ベンダー（問屋）から販売店への配送実績に応じて、当財団からベンダー（問屋）に支払います。
ただし、ばら売り用指定袋の配送経費は 1 束（50 枚入り）あたり一律 33.5 円（税抜き）とします。

③ 財団からの指定袋代金の請求

- ・ベンダー（問屋）から各販売店に配送した実績数量を毎月末日に締め切ります。
- ・翌月の 15 日頃に当財団から請求書を送付いたします。
- ・請求単価は、下の表のとおりです。

| 種 類 | 容 量 | 請 求 単 価 | 請 求 単 位 |
|------------------|---------|---------|---------------------------|
| 可燃用 | 大(45L) | 434 円 | 各種類 1 冊 (10 枚入) |
| | 中(30L) | 284 円 | |
| | 小(15L) | 134 円 | |
| | 特小(10L) | 84 円 | |
| 可燃用(取手なし) | 大(45L) | 434 円 | |
| 不燃用 | 大(45L) | 434 円 | |
| | 中(30L) | 284 円 | |
| | 小(15L) | 134 円 | |
| 空きびん・ ペットボトル用 | 大(45L) | 204 円 | |
| | 中(30L) | 134 円 | |
| 可燃 ばら売り用 | 小(15L) | 670 円 | 1 束 (50 枚入) |
| | 特小(10L) | 420 円 | |

※全て税込の金額です。

※上の表と販売価格との差額【指定袋 1 冊（10 枚入り）あたり 16 円】が、販売店の利益となります。
なお、ばら売り用は【指定袋 1 束（50 枚入り）あたり 80 円】が、販売店の利益となります。

④ 請求代金の支払い

- ・指定された納期までに、当財団までお支払いいただきます。
- ・お支払方法は、口座振替（口座引落）または銀行口座振込のいずれかで、現金による納入は原則として受付いたしません。
なお、銀行口座振込による場合の振込手数料は、販売店の負担とさせていただきます。

⑤ その他

- ・指定袋取扱店として当財団と契約した販売店（契約店）には指定袋取扱店シールを掲示していただきます。
- ・契約店及びベンダー（問屋）に対しては、指定袋の保管、販売状況に関して、当財団から随時検査を行うことがあります。

チェーン店であって契約を統括する場合（本部契約）

別紙

チェーン店の場合は、物流システム及び会計システムの効率化を図るため、本部契約として契約を統括することができます。

（本部契約のパターン）

| | 契約者 | 商品の発注先 | 請求先 |
|-------|-----|-----------|-----|
| パターン1 | 本部 | ベンダー(問屋) | 本部 |
| パターン2 | 本部 | ベンダー(問屋) | 各個店 |
| パターン3 | 本部 | 財団指定の配送業者 | 本部 |
| パターン4 | 本部 | 財団指定の配送業者 | 各個店 |

※パターン1, 2を選択する場合は、チェーン店全体での仕入れる数量が、1ヶ月あたり20箱以上となる事が条件です。

① 発注

- ・パターン1, 2の場合、発注単位及び発注の方法は、ベンダー(問屋)の指定する方法によります。
- ・パターン3, 4の場合、発注単位は箱(50冊入り)、発注方法はFAX またはインターネットになります。
- ・パターン3, 4の場合、発注者は、個店単独でも本部がまとめてもどちらでも結構です。
- ・発注の時期及び回数に制限はありません。

② 配送

- ・パターン1, 2の場合、配送時期及び配送伝票等は、ベンダー(問屋)の指定する方法によります。
- ・パターン3, 4の場合、午前中(午前0時から正午迄)に発注を受けた分は2日後までに(保管配送業者の休業日を除く)、午後に発注を受けた分は3日後までに配送します。
- ・配送経費は、いずれのパターンでも、当財団から別途請求することはありません。

③ 財団からの指定袋代金の請求

- ・各個店に配送した実績数量を毎月末日に締め切り、翌月の15日頃に当財団から請求書を送付いたします。請求単価は、下の表のとおりです。

| 種類 | 容量 | 請求単価 | 請求単位 |
|------------------|---------|------|---------------|
| 可燃用 | 大(45L) | 434円 | 1冊 (10枚入り) |
| | 中(30L) | 284円 | |
| | 小(15L) | 134円 | |
| | 特小(10L) | 84円 | |
| 可燃用(取手なし) | 大(45L) | 434円 | |
| 不燃用 | 大(45L) | 434円 | |
| | 中(30L) | 284円 | |
| | 小(15L) | 134円 | |
| 空きびん・ ペットボトル用 | 大(45L) | 204円 | |
| | 中(30L) | 134円 | |
| 可燃ばら売り用 | 小(15L) | 670円 | 1束 (50枚入り) |
| | 特小(10L) | 420円 | |

※全て税込の金額です。

※販売価格と請求単価の差額【指定袋1冊(10枚入り)あたり16円、可燃ばら売り用は1束(50枚入り)あたり80円】が、チェーン店の利益となります。

④ 請求代金の支払

指定された納期までに、当財団までお支払ください。

支払の方法は、口座振替(口座引き落とし)または銀行口座振込のいずれかとなります。

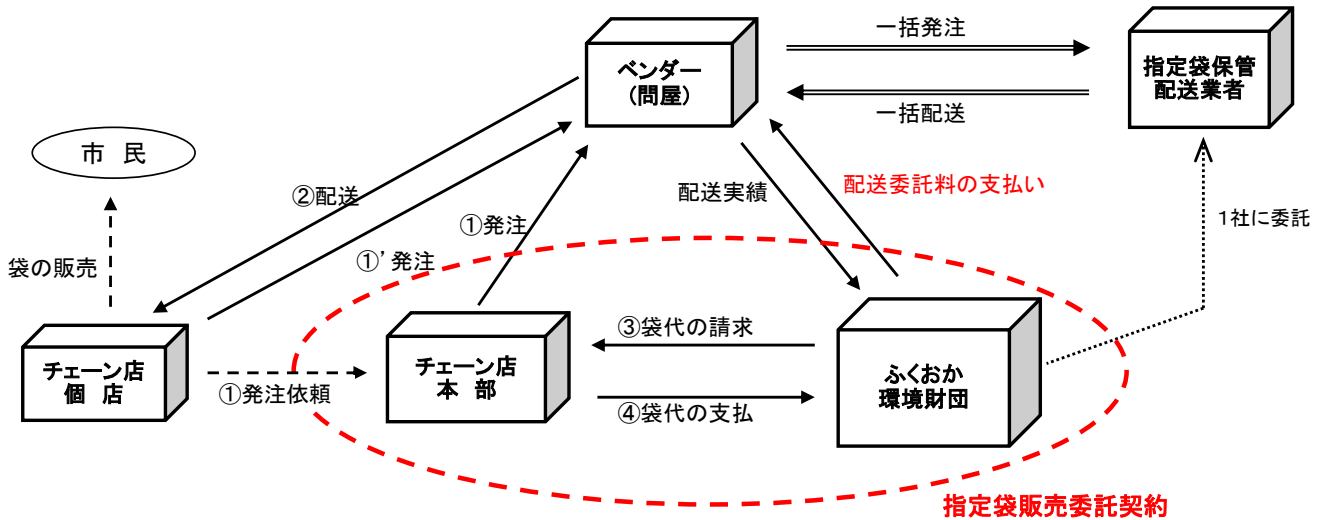
現金による納入は、原則として受け付けておりません。なお、銀行口座振込による場合の振込手数料は、チェーン店の負担とさせていただきます。

⑤ その他

- 申込の際に、指定袋を取り扱う個店について、所在地及び電話番号等のリストを提出して頂きます。
- 請求先が「個店」で、支払方法が「口座振替」である場合は、契約時に各個店の銀行口座を教えてください。
- システム上最新情報が必要ですので、個店の改廃があった場合は、個店一覧リストを更新の上、提出してください。
- 本部を通さない直営店舗等につきましては、別契約となります。
- 契約が成立した後、登録個店には、指定袋取扱店シールを掲示していただきます。
- 本部、個店、ベンダー(問屋)に対しては、指定袋の保管、販売状況に関して当財団から随時検査を行うことがあります。

福岡市指定家庭用ごみ袋の流通図(チェーン店用)

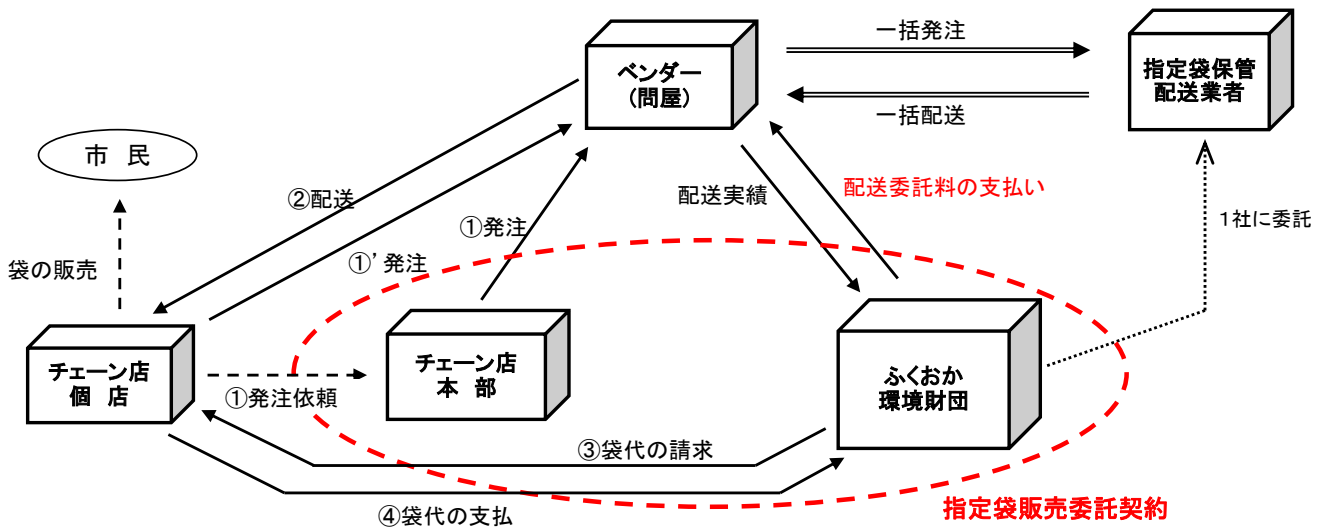
パターン1



- ①発注…発注単位、発注方法は、ベンダー(問屋)の指定する方法によります。
- ②配送…配送のタイミングもベンダー(問屋)の指定する方法によります。
(配送実績の報告…各月の末日が配送実績の締め日です)
- ③袋代の請求…請求金額は、袋の販売価格から販売委託料を引いた金額です。
- ④袋代の支払…支払方法は、口座振替(口座引き落とし)または口座振込です。

売上実績ではなく、チェーン店の買取り制です!

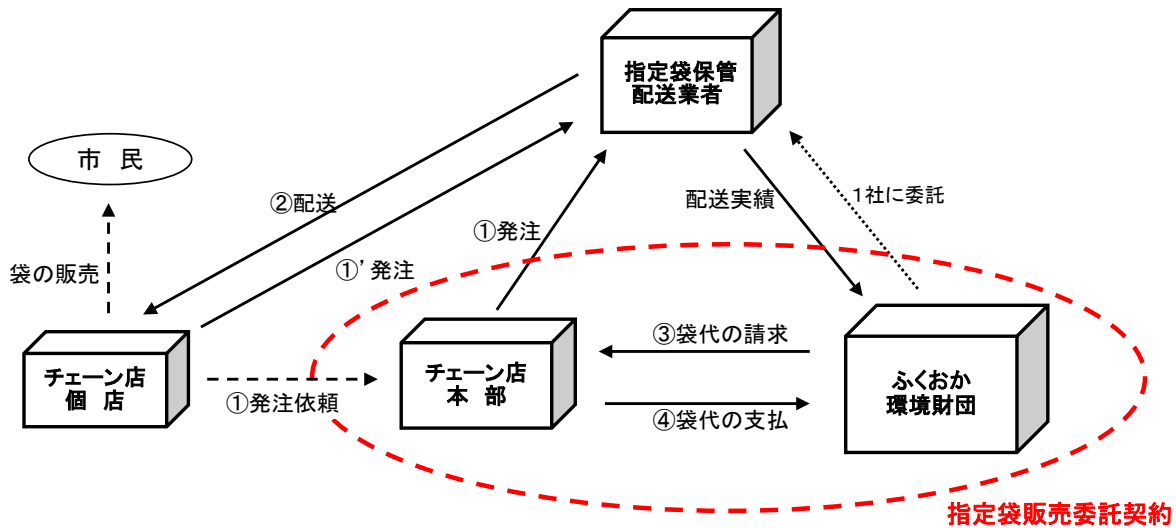
パターン2



- ①発注…発注単位、発注方法は、ベンダー(問屋)の指定する方法によります。
- ②配送…配送のタイミングもベンダー(問屋)の指定する方法によります。
(配送実績の報告…各月の末日が配送実績の締め日です)
- ③袋代の請求…請求金額は、袋の販売価格から販売委託料を引いた金額です。
- ④袋代の支払…支払方法は、口座振替(口座引き落とし)または口座振込です。

売上実績ではなく、チェーン店の買取り制です!

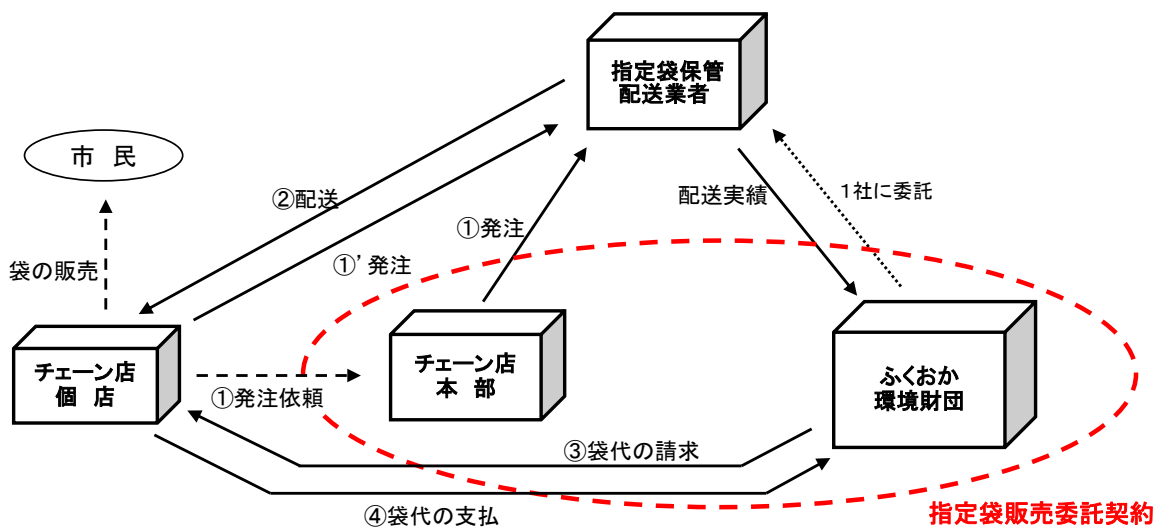
パターン3



- ①発注…発注方法は、FAXまたはインターネット、発注単位は「箱」です。
- ②配送…午前中(午前0時～正午まで)発注分を2日後までに配送します。
午後(正午～午後0時まで)発注分を3日後までに配送します。
(配送実績の報告…各月の末日が配送実績の締め日です)
- ③袋代の請求…請求金額は、袋の販売価格から販売委託料を引いた金額です。
- ④袋代の支払…支払方法は、口座振替(口座引き落とし)または口座振込です。

売上実績ではなく、チェーン店の買取り制です!

パターン4



- ①発注…発注方法は、FAXまたはインターネット、発注単位は「箱」です。
- ②配送…午前中(午前0時～正午まで)発注分を2日後までに配送します。
午後(正午～午後0時まで)発注分を3日後までに配送します。
(配送実績の報告…各月の末日が配送実績の締め日です)
- ③袋代の請求…請求金額は、袋の販売価格から販売委託料を引いた金額です。
- ④袋代の支払…支払方法は、口座振替(口座引き落とし)または口座振込です。

売上実績ではなく、チェーン店の買取り制です!

福岡市指定家庭用ごみ袋に関する問屋契約の条件等

1. 「問屋」の定義

この契約でいう「問屋」とは、財団指定の保管配送業者から配送された指定袋を一時保管し、販売店からの注文を受け、販売店に配送する者のことです。

※1 問屋自らが市民に販売することは認められません。

※2 問屋には、指定袋の一時保管・配送を委託しますので、買い取りは要しません。

2. 問屋契約の条件

(1)販売店への配送数量が1ヶ月あたり合計20箱以上ある(または見込まれる)こと。

※各種類1冊10枚入り、1箱50冊入り。ばら売り用のみ1束50枚入り、1箱10束入り。

(2)問屋への委託料は、販売店への配送実績1冊(10枚入り)につき6.7円(税抜き)とする。

※ばら売り用は1束(50枚入り)につき33.5円(税抜き)とする。

(3)問屋の倉庫の所在地は、車で概ね2時間以内に福岡市内に到達できる範囲とする。

(4)福岡市指定家庭用ごみ袋の確実な管理及び販売店への配送ができる者であること。

(5)問屋から財団指定の保管配送業者への発注は、車で概ね1時間の範囲は1回につき20箱以上、概ね2時間の範囲は1回につき200箱以上とし、その範囲については、財団で審査を行います。

(6)問屋が自らの倉庫に一時保管できる在庫量の上限は、当該問屋から傘下の販売店への配送数量の概ね2ヵ月分を基準とすること。

(7)傘下の販売店への配送数量を毎月締め切り、情報を整理したうえで、速やかに財団に報告できる者であること(財団指定のExcelファイルの使用が望ましい)

(8)毎月の配送実績報告の際には、検証資料の添付は求めないが、財団が特に求める場合には、検証資料の提出が可能であること。

(9)財団は、指定袋の保管・配送状況について、問屋に対して随時検査を行う事ができ、虚偽の報告等が判明した場合は、契約を解除できる。

(10)問屋の管理中に指定袋の毀損が発生した場合は、財団は現物を回収した後、問屋に原価で損害請求するものとし、問屋による紛失の場合は、問屋に販売価格で損害請求するものとする。

(11)複数の倉庫で指定袋を取り扱う場合は、倉庫ごとに別契約とする。

3. 問屋契約の申請方法

(1) 申し込み

- ・販売店の申込書に問屋の記入欄を設けています。
- ・問屋を通すか否かは、販売店が選択します。

問屋への発注を希望する販売店から申込書が回送されますので、この契約条件を承諾された場合は、問屋の記入箇所に記入、捺印のうえ、(2)に掲げる添付書類を添えて販売店まで返送下さい。

従って、問屋への発注を希望する販売店それぞれの申込書について、問屋に記入していただくこととなります。

(2) 添付書類

① 市町村に滞納がないことの証明…1部

- ・コピーは不可
- ・最初の申込書の提出日の3ヶ月以内に発行されたもの。

② 倉庫の地図…1部

- ・住宅地図レベル(会社名、倉庫名が確認できるものが望ましい。)

※添付書類は、最初の申込書に各1部添付していただければ結構です。

(3) 審査

基本的に書面より審査いたします。

ただし、当該地区が特に必要と認める場合は、現地を確認させていただく場合があります。

また、契約条件の(1)については、販売店の申し込み期限をもって適否を判断させていただきます。

(4) 審査結果の通知

審査の結果、問屋契約を締結できると判断された問屋には、契約書等を送付させていただきます。

なお、契約書作成の際は、200円の収入印紙が必要となります。

また、問屋契約を締結できないと判断された問屋には、その旨を書面にて通知いたします。

福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店（兼問屋契約）申込書

| | | |
|-------------|---------|--|
| 申込者 (本部) | 会社名又は屋号 | |
| | 所在地 | 〒 担当者名: |
| | 代表者名 | 印 |
| | 連絡先 | (TEL - -) (FAX - -) |
| 店舗情報 | 店舗一覧 | 福岡市指定袋を販売する店舗について、店舗一覧を添付願います。(様式不問) 必須項目: (1)店舗名称 (2)所在地 (3)連絡先 (4)担当者名 (5)売場面積(6)開店日 (※店舗ごとに異なる場合・・・主な取扱商品、休業日、営業時間) |
| | 開店日 | 年 月 日 開店 |
| | 主な取扱い商品 | |
| | 休業日 | 毎週 曜日 毎月第 曜日 その他() |
| | 営業時間 | 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 |

| | |
|-------------|--|
| 支払方法(※) | ・口座振替 ・口座振込 |
| 指定袋の仕入れ見込数量 | (チェーン店合計で)1ヵ月平均 約 _____ 冊 |
| 流通方法(※) | <ul style="list-style-type: none"> ・パターン1→②にご記入ください(バンダー(問屋)が記入) ・パターン2→②にご記入ください(バンダー(問屋)が記入) ・パターン3→①にご記入ください ・パターン4→①にご記入ください |
| ① 発注方法(※) | ・FAX ・インターネット |
| ② | バンダーの名称等 (バンダー記入欄) 会社名 代表者名 印 担当者名 (TEL - -) (FAX - -) 所在地(会社) 所在地(倉庫) |

<記入上の注意>

- 1.チェーン店本部(または代表者)は太枠内にご記入をお願いします。
- 2.※の欄は、いずれかに○を付けてお選びください。
- 3.バンダー(問屋)を通す場合は、バンダー(問屋)の記入・捺印後、チェーン店本部からご提出ください

<添付書類>

- ・市町村税に滞納がないことの証明(納税証明書)※原本
- ・福岡市指定袋を販売する個店名称、所在地等一覧